

# 第71号議案

令和8年1月21日  
任用給与課

## 東京都人事委員会規則の一部改正等について（給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則等については別添1のとおり一部改正する。

下記Ⅱの東京都教育委員会規則の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正等については、申請・協議（別添3）のとおり承認・同意する。

### 記

#### I 東京都人事委員会規則等の一部改正（別添1）

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

#### II 東京都教育委員会規則の一部改正（別添2）

- 1 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

#### III 人事委員会承認事項の一部改正等（別添3）

- 1 学校職員の初任給加算等に関する基準＜協議＞
- 2 医師の号給決定の特例措置について（知事外8任命権者）
- 3 年度途中採用者の初任給決定等の特例について＜申請・協議＞（知事外8任命権者）
- 4 採用困難職種職員の初任給決定の特例について＜廃止＞
- 5 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて（知事外8任命権者）＜申請＞＜廃止＞
- 6 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（知事外6任命権者）＜廃止＞

# I 東京都人事委員会規則等の一部改正

## 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告に伴い、初任給決定における経験加算の見直し等に係る、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容																																																			
<b>新たに職員となつた者の号給</b> 第10条	<p><b>【加算限度号給の廃止に伴う規定整備】</b></p> <p>経験年数を有する職員の初任給号給について、加算限度号給の廃止に伴い、特例的に加算限度号給を超える号給に決定する場合、人事委員会の承認を得る必要があるとする規定を削除</p>																																																			
<b>経験年数換算表</b> 別表第4	<p><b>【経験年数の換算の見直し】</b></p> <p>○ 経験年数を有する職員に適用する経験年数換算表における換算率等を見直し</p> <p>(現行)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経歴</th> <th>職員の職務との関係</th> <th>換算率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>官公庁等</u></td> <td><u>職務の種類が同種のもの</u></td> <td>10割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>8割</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>民間</u></td> <td><u>職務の種類が同種のもの</u></td> <td>10割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>8割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校等における在学期間</td> <td>5割</td> <td>・正規の修学年数 ・8割(職務と密接)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の期間</td> <td>5割</td> <td>10年限度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経歴</th> <th>職員の職務との関係</th> <th>換算率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>官公庁等・民間</u></td> <td><u>職員としての職務に直接役立つと認められるもの(常勤又はこれに準ずる期間)</u></td> <td>10割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>10割以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校等における在学期間</td> <td>10割以下</td> <td>正規の修学年数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>その他の期間</u></td> <td><u>職員としての職務に直接役立つと認められるもの</u></td> <td>10割以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5割以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※主な見直し例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間・公務員歴(常勤)を原則10割換算へ(現行は異種8割換算)</li> <li>・ 学歴換算の上限を8割換算から10割換算へ(大卒・院卒等)</li> <li>・ 他の期間(非常勤)についても、職務に直接役立つものについては、10割換算できる旨規定</li> </ul>	経歴	職員の職務との関係	換算率	備考	<u>官公庁等</u>	<u>職務の種類が同種のもの</u>	10割		その他のもの	8割		<u>民間</u>	<u>職務の種類が同種のもの</u>	10割		その他のもの	8割		学校等における在学期間	5割	・正規の修学年数 ・8割(職務と密接)		その他の期間	5割	10年限度		経歴	職員の職務との関係	換算率	備考	<u>官公庁等・民間</u>	<u>職員としての職務に直接役立つと認められるもの(常勤又はこれに準ずる期間)</u>	10割		その他のもの	10割以下		学校等における在学期間	10割以下	正規の修学年数		<u>その他の期間</u>	<u>職員としての職務に直接役立つと認められるもの</u>	10割以下		その他のもの	5割以下				
経歴	職員の職務との関係	換算率	備考																																																	
<u>官公庁等</u>	<u>職務の種類が同種のもの</u>	10割																																																		
	その他のもの	8割																																																		
<u>民間</u>	<u>職務の種類が同種のもの</u>	10割																																																		
	その他のもの	8割																																																		
学校等における在学期間	5割	・正規の修学年数 ・8割(職務と密接)																																																		
その他の期間	5割	10年限度																																																		
経歴	職員の職務との関係	換算率	備考																																																	
<u>官公庁等・民間</u>	<u>職員としての職務に直接役立つと認められるもの(常勤又はこれに準ずる期間)</u>	10割																																																		
	その他のもの	10割以下																																																		
学校等における在学期間	10割以下	正規の修学年数																																																		
<u>その他の期間</u>	<u>職員としての職務に直接役立つと認められるもの</u>	10割以下																																																		
	その他のもの	5割以下																																																		

備考	<p>○ 加算号給の特例に関する備考規定を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師・助産師：看護師歴5年までは10割換算、以降は8割換算 ⇒ 全期間10割換算とするため、削除</li> <li>・免許職種：同種の非常勤期間を10割換算 ⇒ 免許職種以外も非常勤期間について職務に直接役立つものについては、10割換算できるため削除</li> <li>・看護師：准看護師歴は10割換算 ⇒ 准看護師に関わらず、職務に直接役立つものについては、10割換算できるため削除</li> </ul>																		
<b>経験年数起算表</b> 別表第5 備考2	<p>【経験年数の起算の見直し】</p> <p>キャリア活用採用、経験者採用及び社会人採用において、経験年数を起算するにあたり対象となる経験に、「その他の期間」（非常勤）のうち職員としての職務に直接役立つと認められるものを追加</p>																		
<b>初任給基準表</b> 別表第6 イ 備考2	<p>【経験者採用の初任給基準の見直し】</p> <p>大学院等の換算率を10割に見直すことに伴い、以下の初任給基準を引上げ            (現 行) 8割換算（1年分を3号給に換算）            (改正後) 10割換算（1年分を4号給に換算）            ⇒ 各区分の差分（1年につき1号給）を加算            (例)</p> <table border="1" data-bbox="465 1118 1457 1495"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学歴免許等</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">経験者採用 (事務)</td> <td>大学4卒 (+職務経験4年)</td> <td>1-45</td> <td>現行どおり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>大学専攻科卒等 <b>(+大卒以降学歴1年)</b> +職務経験3年)</td> <td>1-44</td> <td><b>1-45</b></td> <td>+1号給</td> </tr> <tr> <td>修士課程修了等 <b>(+大卒以降学歴2年)</b> +職務経験2年)</td> <td>1-43</td> <td><b>1-45</b></td> <td>+2号給</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経験者採用（福祉・技術）やI類A（法科大学院3年）も同様の見直し</p>	区分	学歴免許等	現行	改正後	増減	経験者採用 (事務)	大学4卒 (+職務経験4年)	1-45	現行どおり	なし	大学専攻科卒等 <b>(+大卒以降学歴1年)</b> +職務経験3年)	1-44	<b>1-45</b>	+1号給	修士課程修了等 <b>(+大卒以降学歴2年)</b> +職務経験2年)	1-43	<b>1-45</b>	+2号給
区分	学歴免許等	現行	改正後	増減															
経験者採用 (事務)	大学4卒 (+職務経験4年)	1-45	現行どおり	なし															
	大学専攻科卒等 <b>(+大卒以降学歴1年)</b> +職務経験3年)	1-44	<b>1-45</b>	+1号給															
	修士課程修了等 <b>(+大卒以降学歴2年)</b> +職務経験2年)	1-43	<b>1-45</b>	+2号給															
<b>施 行 期 日</b> 附則	令和8年4月1日																		

## 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「1」の経験年数換算表の改正と同様の改正を行う。

### 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

人事委員会勧告に伴う経験加算の見直し等により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																		
<b>初任給の加算限度 号給表</b> 別表第1 (削除) <b>第10条 関係</b> (新たに職員となつた者の号給) 第4項 <b>第11条 関係</b> (初任給基準表の適用方法) 第2項	<p>【加算限度号給表の廃止】</p> <p>加算限度号給表を廃止</p> <p>(参考) 行(一)の例</p> <p>I類B：初任給基準1-29</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>採用年齢</th> <th>加算限度号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務・技術</td> <td>23歳～30歳</td> <td>1-57 (大卒後7年・30歳相当)</td> </tr> <tr> <td>福祉</td> <td>23歳～40歳</td> <td>→ 廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>III類：初任給基準1-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>採用年齢</th> <th>加算限度号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務・技術</td> <td>19歳～22歳</td> <td>1-45 (高校卒後10年・29歳相当)</td> </tr> <tr> <td>事務（障害者）</td> <td>19歳～62歳</td> <td>→ 廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公安職、医療系職種（看護等）についても同様に廃止</p> <p>【加算限度号給表の廃止に伴う文言整備】</p> <p>加算限度号給表の廃止に伴い、加算限度号給表に関する文言を削除</p>	職種	採用年齢	加算限度号給	事務・技術	23歳～30歳	1-57 (大卒後7年・30歳相当)	福祉	23歳～40歳	→ 廃止	職種	採用年齢	加算限度号給	事務・技術	19歳～22歳	1-45 (高校卒後10年・29歳相当)	事務（障害者）	19歳～62歳	→ 廃止
職種	採用年齢	加算限度号給																	
事務・技術	23歳～30歳	1-57 (大卒後7年・30歳相当)																	
福祉	23歳～40歳	→ 廃止																	
職種	採用年齢	加算限度号給																	
事務・技術	19歳～22歳	1-45 (高校卒後10年・29歳相当)																	
事務（障害者）	19歳～62歳	→ 廃止																	
<b>第13条 関係</b> (経験年数を有する者の号給) 第3項 第4項	<p>【経験加算の過減の見直し】</p> <p>助産師、看護師及び看護教員について、一定年数以降の経験は5割換算とする規定を削除</p> <p>例：短大2卒の助産師・看護師の場合、8年以降の前歴は5割で算定</p>																		

<b>経験年数換算表関係</b>	<b>【経験年数換算に係る定義の新設】</b>
第1項（新設）	○ 「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」には、特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけではなく、職務に役立つ汎用的な能力（例えば、説明能力、調整能力、企画能力等が該当するものとする。）を活用して職務に従事した期間も含まれる。
第2項（新設）	○ 経験年数換算表における「これ（常勤）に準ずる期間」とは、常時勤務に服する者以外の者であって勤務形態等が常時勤務に服する者と類似するものとして職務に従事した期間をいう。
第5項	<b>【通信制大学・通信制大学院の加算の見直し】</b> 経験年数の加算対象でなかった通信制大学及び通信制大学院について、「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（上限10割換算）」に見直し
第7項	<b>【免許取得前の期間の加算の見直し】</b>
第8項	免許所有職員の免許取得前（免許取得に必要な学歴等以降）の期間は5割とする文言を削除
<b>昇格時職務区分別号給表関係</b>	<b>【派遣の実施に伴う規定整備】</b> 「公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」への職員派遣に対応するため、号給決定に係る規定を整備 ※「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則」について、派遣先に同法人を追加する改正は、令和7年4月22日に委員会決定済
<b>適用年月日</b>	令和8年1月26日（昇格時職務区分別号給表関係） 令和8年4月1日（上記以外）

## II 東京都教育委員会規則の一部改正

### 1 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「1」の第10条（加算限度号給を超えた号給で職員を採用する場合の人事委員会への承認に関する規定）の改正と同様の改正を行う。

### III 人事委員会承認事項の一部改正等

#### 1 学校職員の初任給加算等に関する基準

「I」の「3」の加算限度号給表及び看護師の経験加算に関する特例の改正と同様の改正を行う。

#### 2 医師の号給決定の特例措置について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・消防庁・教育委員会）

人事委員会勧告等に伴う規則の改正により、所要の改正を行う。

項目	内容
<b>博士号を取得した医師の号給調整</b> 1	【博士号を取得した医師の経験加算の見直し】 博士号を取得している医師について、4号給（博士2年間分を5割換算）の範囲内で加算することができる規定について、大学院等の換算率を10割に見直すことに伴い、加算することができる号給数を8号給に改正
<b>適用年月日</b>	令和8年4月1日

#### 3 年度途中採用者の初任給決定等の特例について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・消防庁・教育委員会）

人事委員会勧告等に伴う規則の改正により、所要の改正を行う。

項目	内容
<b>初任給決定に係る経験年数加算の特例</b> 2（4）（削除）	【加算限度号給表の廃止に伴う改正】 年度途中に採用された者の翌年度分の号給の加算について、加算限度号給を超えることはできない旨の規定について削除
<b>施行期日</b>	令和8年4月1日

#### 4 採用困難職種職員の初任給決定の特例について＜廃止＞

加算限度号給表の廃止に伴い、令和8年3月31日をもって廃止

#### 5 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて

＜廃止＞（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・消防庁・教育委員会）

経験年数換算表における在学期間の見直しに伴い、令和8年3月31日をもって廃止

#### 6 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格

し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について＜廃止＞（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・教育委員会）

経験年数換算表における「その他の期間」の10年の加算上限廃止に伴い、令和8年3月31日をもって廃止

7 教人勤第441号

令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について  
(申請)

このことについて、令和8年4月1日から的人事・給与制度の改正等に伴い、  
規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都  
条例第68号）第8条の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第449号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

学校職員の初任給加算等に関する基準の一部改正について（協議）

令和8年4月1日から的人事・給与制度の改正等に伴い、下記のとおり協議に係る基準を改正することとしたので、改正後の学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和34年東京都教育委員会規則第3号）第3条第4項及び第21条の規定に基づき協議します。

記

1 改正する基準

学校職員の初任給加算等に関する基準  
(昭和61年3月19日付60人委任第145号同意)【別紙】

2 適用年月日

令和8年4月1日

7 総人制第918号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

#### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付 40人委収秘第392号)【別紙1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付 17人委任第179号) 【別紙2】

#### 2 廃止する事項

- (1) 採用困難職種職員の初任給決定の特例について  
(昭和44年9月11日付 44人委収第958号)
- (2) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和61年3月19日付 60人委任第145号)
- (3) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付 2人委任第140号)

#### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

#### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7 議 総 第 1002 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長  
増 子 博 樹  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第 35 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和 40 年 7 月 21 日付 40 人委収秘第 394 号) 【別紙 1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号) 【別紙 2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I 類B、III 類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和 2 年 12 月 18 日付 2 人委任第 140 号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1 については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 2 については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

7 監 総 第 7 1 2 号  
令 和 8 年 1 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員  
茂 垣 之 雄  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第 35 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

#### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和 40 年 7 月 21 日付 40 人委収秘第 423 号) 【別紙 1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号) 【別紙 2】

#### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I 類 B、III 類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和 2 年 12 月 18 日付 2 人委任第 140 号)

#### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

#### 4 適用年月日

- (1) 1 については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7選総第1251号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野正明  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- （1）医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付40人委収秘第552号)【別紙1】
- （2）年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付17人委任第179号)【別紙2】

##### 2 廃止する事項

- （1）経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和61年3月19日付60人委任第145号)
- （2）就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付2人委任第140号)

### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7人委総第742号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 中西 充  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付 40人委収秘第427号)【別紙1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付 17人委任第179号)【別紙2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和61年3月19日付 60人委任第145号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付 2人委任第140号)

##### 3 改正・廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を改正・廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7 東京漁調第97号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 馬場 治  
(公印省略)

#### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(平成16年11月24日付 16人委任第114号) 【別紙1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付 17人委任第179号) 【別紙2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(平成16年11月24日付 16人委任第114号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付 2人委任第140号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

監. 警. 給. 審 第 247 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監  
迫 田 裕 治  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第 35 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和 40 年 7 月 21 日付 40 人委収秘第 419 号) 【別紙 1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号) 【別紙 2】

##### 2 廃止する事項

経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1 については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 2 については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

7人職第1495号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 市川 博三  
(公印省略)

#### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下「初任給規則」という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

###### (1) 医師の号給決定の特例措置について

（昭和40年7月21日付40人委収秘第418号承認）【別紙1】

###### (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について

（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）【別紙2】

##### 2 廃止する事項

経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて

（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

(1) 1については、令和8年4月1日から適用する。

(2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7教総第2534号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

### 医師の号給決定の特例措置の一部改正について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付 40人委収秘第385号承認)

##### 2 改正理由

初任給規則の一部改正に伴い、医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定時の号給調整範囲が拡大されたことを踏まえ、本承認事項を改正する必要があるため

##### 3 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

##### 4 適用年月日

令和8年4月1日から適用する

7 教人勤第452号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

**年度途中採用者の初任給決定等の特例の一部改正について（申請・協議）**

令和8年4月1日から的人事・給与制度の改正等に伴い、下記のとおり協議に係る基準を改正することとしたので、改正後の「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年3月31日人事委員会規則第3号）第35条の規定に基づき承認方申請し、改正後の「学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和34年東京都教育委員会規則第3号）第21条の規定に基づき協議します。

記

1 改正する基準

**年度途中採用者の初任給決定等の特例について**

（平成18年3月29日付17人委任第179号承認・同意）【別紙】

2 適用年月日

令和8年4月1日

7 教人勤第 450 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

「経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて」の廃止について（申請）

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「級別資格基準規則」という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を廃止することとしたので、規則第 35 条及び改正前の規則別表第 4 経験年数換算表備考欄 2 並びに級別資格基準規則第 9 条第 2 項、第 13 条及び改正前の級別資格基準規則別表第 3 経験年数換算表備考欄 2 の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 廃止する承認事項

経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）

##### 2 廃止理由

規則及び級別資格基準規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため。

##### 3 廃止年月日

令和 8 年 4 月 1 日

7 教人勤第 451 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

「就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について」の廃止について（申請）

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「級別資格基準規則」という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を廃止することとしたいので、規則第 35 条及び級別資格基準規則第 13 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 廃止する承認事項

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（令和 2 年 12 月 18 日付 2 人委任第 141 号承認）

##### 2 廃止理由

規則及び級別資格基準規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため。

##### 3 廃止年月日

令和 8 年 4 月 1 日

## 規則等改正案文一覧

### ～目次～

#### I 東京都人事委員会規則等の一部改正

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都人事委員会規則

● 東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）  
の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「人事委員会の承認を得て、」を削る。

別表第四を次のように改める。

※写真原稿①

別表第五備考ニヰ「における「国家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」又は「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」」を「の経歴の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」」に改める。

別表第六欄等の如きの如きを除く。

2 試験（選考）欄の区分が経験者の者であつて、職務の級1級の適用を受けるもののうち、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級41号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級45号給」とする。

別表第六欄等の如き「1級40号給」又は「1級41号給」に當る。

左記

の規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。
	その他のもの	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	10割以下	
	その他のもの	5割以下	

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号）

の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

※写真原稿①

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第3 経験年数換算表（第9条関係）

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
学校教員（各種学校を除く。）としての在職期間		10割	
官公庁の職員としての在職期間又は民間における在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他もの	10割以下	
学校における在学期間		10割以下	在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	10割以下	職務に従事しない期間は、経験年数10年（換算5年）を限度とする。
	その他もの	5割以下	

7人委任第239号  
令和8年1月23日

各任命権者 殿

東京都人事委員会  
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和8年1月26日以降これにより実施してください。ただし、第10条関係、第11条関係、第13条関係、級別資格基準表関係、経験年数換算表関係、別表第1関係の改正規定については、令和8年4月1日以降これにより実施してください。

記

第10条関係第4項を削る。

第11条関係第2項中「また、別表第1を適用する場合においても同様とする。例えば、職種事務に臨時的任用された場合、行政職給料表（一）初任給基準表の試験（選考）欄の「Ⅲ類」の区分とし、別表第1備考3に定める号給を初任給の加算限度号給とする。」を削る。

第13条関係第3項及び第4項を削る。

級別資格基準表関係（第4条関係）第2項中「について」を削る。

経験年数換算表関係（第6条関係）第7項を第9項とし、第6項中「経験年数換算表に定める「その他の期間」とし

て換算し」を削り、同項を第8項とし、第5項中「その者の経験年数を10割に換算することができる期間は、当該免許取得後その免許を必要とする職務に従事した期間に限るものとする。ただし、」を削り、同項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項中「又は大学におかれる夜間の学部に修学した者」を「若しくは大学におかれる夜間の学部に修学した者又は通信教育（学校又は学校に準ずる教育機関が行うものに限る。）を受講した者」に改め、「また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。」を削り、同項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項中「国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」を「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」に改め、同項を第3項とし、経験年数換算表関係（第6条関係）第1項及び第2項として次の2項を加える。

1 経験年数換算表の経歴の種類欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の区分又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」の区分の適用を受ける期間には、特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけではなく、職務に役立つ汎用的な能力（例えば、説明能力、調整能力、企画能力等が該当するものとする。）を活用して職務に従事した期間も含

まれる。

2 経験年数換算表の経歴の種類欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の「これに準ずる期間」とは、常時勤務に服する者以外の者であって勤務形態等が常時勤務に服する者と類似するものとして職務に従事した期間をいう。

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項第2号中「公益財団法人東京2025世界陸上財団又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団又は公益財団法人東京2025世界陸上財団」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第一 削除

## 規則改正案文一覧

### ～目次～

#### II 東京都教育委員会規則の一部改正

- 1 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規  
則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して」を  
削り、同条第四項第一号中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」  
という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

## 承認事項改正案文一覧

### ～ 目次 ～

#### III 人事委員会承認事項の一部改正等

- 1 学校職員の初任給加算等に関する基準<協議>
- 2 医師の号給決定の特例措置について（知事外8任命権者）
- 3 年度途中採用者の初任給決定等の特例について（知事外8任命権者）
- 4 採用困難職種職員の初任給決定の特例について<廃止>
- 5 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて（知事外8任命権者）  
<申請・協議><廃止>
- 6 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（知事外6任命権者）<廃止>

## 記

改 正 案	現 行																														
学校職員の初任給加算等に関する基準	学校職員の初任給加算等に関する基準																														
前文 (現行のとおり)	前文 (略)																														
一 (現行のとおり)	一 (略)																														
2 (現行のとおり)	2 (略)																														
(削除)	3 規則第3条第4項の場合において、技術職員給料表(四)初任給基準表の職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける者(試験(選考)欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける者を除く。)の有する経験年数が8年(学歴免許等資格区分表における「大学4卒」又は「短大3卒」の区分の適用を受ける者(以下この項において「大学4卒等適用者」という。)については7年)を超える年数である場合は、当該年数から8年(大学4卒等適用者については7年)を減じた年数に5割を乗じて得られた年数(8年(大学4卒等適用者は7年)を加えて得られた年数をその者の経験年数とする。)																														
(削除)	(初任給の加算限度)																														
(適用年月日)	(適用年月日)																														
三 令和8年4月1日から適用する。	三 令和6年4月1日から適用する。																														
別表(1)から別表(1)の3まで (現行のとおり)	別表(1)から別表(1)の3まで (略)																														
(削除)	別表(2) 初任給加算限度号給表																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th><th>職務の級</th><th>限度号給</th><th>職務の級</th><th>限度号給</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表</td><td>2</td><td>77号給</td><td>1</td><td>73号給</td></tr> <tr> <td>事務職員給料表及び技術職員給料表(一)</td><td>1</td><td>65号給</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>技術職員給料表(二)</td><td>1</td><td>53号給</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>技術職員給料表(三)</td><td>1</td><td>57号給</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>技術職員給料表(四)</td><td>1</td><td>65号給</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給	教育職給料表	2	77号給	1	73号給	事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	1	65号給			技術職員給料表(二)	1	53号給			技術職員給料表(三)	1	57号給			技術職員給料表(四)	1	65号給		
給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給																											
教育職給料表	2	77号給	1	73号給																											
事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	1	65号給																													
技術職員給料表(二)	1	53号給																													
技術職員給料表(三)	1	57号給																													
技術職員給料表(四)	1	65号給																													
	<u>備考</u>																														
	1 教育職給料表の1級欄中73号給は、普通免許状を有する者を、助教諭、養護助教諭又は講師に採用する場合に限り適用し、その他の場合には73号給を53号給と読み替えて適用するものとする。																														
	2 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)並びに技術職員給料表(四)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がキャリア活用に該当するものについては、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。																														
	3 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分が経験者に該当するものについては、1級も含め、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。																														
	4 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がI類Bに該当するものについては、1級の限度号給は、57号給とする。																														
	5 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)又は技術職員給料表(三)の適用を受ける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分がII類又はIII類に該当するものについては、1級の限度号給は、45号給とする。																														
	6 技術職員給料表(四)の適用を受ける者(備考第2項の規定の適用を受ける者を除く。)について、1級の限度号給は、次のとおりとする。 (1) 試験(選考)欄の区分がI類Bに該当するものについては53号給、II類に該 (2) 準看護師については、41号給																														

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第392号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第394号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第423号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第552号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第427号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（平成16年11月24日付 16人委任第114号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第419号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第418号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「医師の号給決定の特例措置について」（昭和40年7月21日付 40人委収秘第385号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>8</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 令和8年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>	<p>医師の号給決定の特例措置について</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師の初任給決定にあたり、その者が職務と直接関係のある博士号を取得している時は、<u>4</u>号給の範囲内で号給を調整することができる。また、現に職員である者が新たに職務と直接関係のある博士号を取得した場合も、当該取得の届出のあった直後の昇給日に前記に準じて取り扱うことができる。</p> <p>2 適用年月日 平成18年4月1日（当初申請「昭和40年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

【別紙2】

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

【別紙2】

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付 17人委任第179号）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 現行のとおり</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで 現行のとおり (削除)</p> <p>3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>	<p>年度途中採用者の初任給決定等の特例について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任給決定に係る経験年数加算の特例</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>(1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u></p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日（当初申請 「平成18年4月1日」）</p>

## 別紙2

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
年度途中採用者の初任給決定等の特例について	年度途中採用者の初任給決定等の特例について
1 現行のとおり	1 (略)
2 初任給決定に係る経験年数加算の特例 (1)から(3)まで 現行のとおり (削除)	2 初任給決定に係る経験年数加算の特例 (1)から(3)まで (略) <u>(4) (1)及び(3)の規定により加算する号給の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）別表第1に定める初任給の加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u>
3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u> （当初申請「平成18年4月1日」）	3 施行期日 <u>平成25年4月1日</u> （当初申請「昭和18年4月1日」）

「年度途中採用者の初任給決定等の特例について」（平成18年3月29日付17人委任第179号承認・同意）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
年度途中採用者の初任給決定等の特例について	年度途中採用者の初任給決定等の特例について
1 (現行のとおり)	1 (略)
2 (現行のとおり) (1) から (3) まで (現行のとおり)	2 (略) (1) から (3) まで (略)
<u>(削除)</u>	<u>(4) (1) 及び (3) の規定により加算する号数の合計は、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」(昭和50年12月25日付50人委第1200号)別表第1に定める初任給の加算限度号給表又は「学校職員の初任給加算等に関する基準」(昭和61年3月19日付60人委任第145号)に定める初任給加算限度号給表に掲げる号数とその者に適用される初任給基準表に定める号給の号数との差を超えることはできない。</u>
3 施行期日 <u>令和8年4月1日</u>	3 施行期日 <u>平成25年4月1日</u>

7 総人制第918号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

#### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付 40人委収秘第392号)【別紙1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付 17人委任第179号)【別紙2】

#### 2 廃止する事項

- (1) 採用困難職種職員の初任給決定の特例について  
(昭和44年9月11日付 44人委収第958号)
- (2) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和61年3月19日付 60人委任第145号)
- (3) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付 2人委任第140号)

#### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

#### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7 議 総 第 1002 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長  
増 子 博 樹  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第 35 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和 40 年 7 月 21 日付 40 人委収秘第 394 号) 【別紙 1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号) 【別紙 2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I 類B、III 類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和 2 年 12 月 18 日付 2 人委任第 140 号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1 については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 2 については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

7 監 総 第 7 1 2 号  
令 和 8 年 1 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員  
茂 垣 之 雄  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第 35 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和 40 年 7 月 21 日付 40 人委収秘第 423 号) 【別紙 1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号) 【別紙 2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I 類 B、III 類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和 2 年 12 月 18 日付 2 人委任第 140 号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1 については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7選総第1251号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野正明  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- （1）医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付40人委収秘第552号)【別紙1】
- （2）年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付17人委任第179号)【別紙2】

##### 2 廃止する事項

- （1）経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和61年3月19日付60人委任第145号)
- （2）就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付2人委任第140号)

### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7人委総第742号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 中西 充  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和40年7月21日付 40人委収秘第427号)【別紙1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付 17人委任第179号)【別紙2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和61年3月19日付 60人委任第145号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付 2人委任第140号)

##### 3 改正・廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を改正・廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7 東京漁調第97号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 馬場 治  
(公印省略)

#### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(平成16年11月24日付 16人委任第114号) 【別紙1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成18年3月29日付 17人委任第179号) 【別紙2】

##### 2 廃止する事項

- (1) 経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(平成16年11月24日付 16人委任第114号)
- (2) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、  
東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について  
(令和2年12月18日付 2人委任第140号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1については、令和8年4月1日から適用する。
- (2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

監. 警. 給. 審 第 247 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監  
迫 田 裕 治  
(公印省略)

### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）（以下、初任給規則という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第 35 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

- (1) 医師の号給決定の特例措置について  
(昭和 40 年 7 月 21 日付 40 人委収秘第 419 号) 【別紙 1】
- (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について  
(平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号) 【別紙 2】

##### 2 廃止する事項

経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて  
(昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号)

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

- (1) 1 については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 2 については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

7人職第1495号  
令和8年1月19日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 市川 博三  
(公印省略)

#### 人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（以下「初任給規則」という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正及び廃止したいので、初任給規則第35条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 改正する事項

###### (1) 医師の号給決定の特例措置について

（昭和40年7月21日付40人委収秘第418号承認）【別紙1】

###### (2) 年度途中採用者の初任給決定等の特例について

（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）【別紙2】

##### 2 廃止する事項

経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて

（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）

##### 3 廃止理由

初任給規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため

##### 4 適用年月日

(1) 1については、令和8年4月1日から適用する。

(2) 2については、令和8年3月31日をもって廃止する。

7 教人勤第 450 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

「経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて」の廃止について（申請）

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「級別資格基準規則」という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を廃止することとしたので、規則第 35 条及び改正前の規則別表第 4 経験年数換算表備考欄 2 並びに級別資格基準規則第 9 条第 2 項、第 13 条及び改正前の級別資格基準規則別表第 3 経験年数換算表備考欄 2 の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 廃止する承認事項

経験年数換算表における職務と密接に関連あるもの等の取扱いについて（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）

##### 2 廃止理由

規則及び級別資格基準規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため。

##### 3 廃止年月日

令和 8 年 4 月 1 日

7 教人勤第 451 号  
令和 8 年 1 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

「就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について」の廃止について（申請）

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「級別資格基準規則」という。）等の改正に伴い、下記のとおり承認事項を廃止することとしたいので、規則第 35 条及び級別資格基準規則第 13 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

##### 1 廃止する承認事項

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（I類B、III類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（令和 2 年 12 月 18 日付 2 人委任第 141 号承認）

##### 2 廃止理由

規則及び級別資格基準規則の一部改正に伴い、経験年数換算表が改正されること等を踏まえ、本承認事項を廃止する必要があるため。

##### 3 廃止年月日

令和 8 年 4 月 1 日

## 規則等改正新旧対照表

### ～ 目次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正
- 4 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号） 新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第九条まで (現行のとおり)  
(新たに職員となつた者の号給)

第十条 (現行のとおり)

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかるわらず、第十三条及び第十四条に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

3 (現行のとおり)

第十一條から第二十五條まで (現行のとおり)

別表第1から別表第3まで (現行のとおり)

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、且 公共企業体、政府関係 機関、外国政府又は民 間における企業体、团 体等の職員等としての 在職期間	職員としての 職務にその経 験が直接役立 つと認められ る職務に従事 したもの（常 時勤務に服す る者として職 務に従事した 期間又はこれ	10倍	

第一条から第九条まで (略)  
(新たに職員となつた者の号給)

第十条 (略)

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかるわらず、第十三条及び第十四条に定めるところにより、人事委員会の承認を得て、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

3 (略)

第十一條から第二十五條まで (略)

別表第1から別表第3まで (略)

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員等、地方公 務員又は公共企業体、 政府関係機関若しくは 外国政府の職員として の在職期間	職務の種類が 同種のもの	(書) 10 8	
民間における企業体、 団体等の職員としての 在職期間	職務の種類が 同種のもの	10	

在職期間 〔に準ずる期間 〔に限る。〕	その他のもの	8
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	その他のもの	<u>10割以上</u> 下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間ににおいては、人事委員会の承認を得て8割に換算することができる。	1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間ににおいては、人事委員会の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間 〔その経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの〕	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	<u>10割以上</u> 下
その他の期間	その他のもの	<u>5割以上</u> 下

備考

1 保健師及び助産師  
することができる。

(削除)

2 免許等の取得を条件とし、免許等を必要とする職務に従事する職員については、同種の職務に従事した期間は10割をもつて換算することができる。

(削除)

別表第5 (現行のとおり)

備考

1 (現行のとおり)

2 経験年数の起算は、職員の経歴のうち、経験年数換算表の経歴の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外國政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」(6月以上)のもの(別表第2ト医療職給料表(三)級別資格基準表の職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける者については、看護師免許を取得した時以後のもの)に限る。)の通算が学歴免許等欄に掲げる年数に達し、かつ、当該学歴免許等の資格を取得した時以後とする。

3から6まで (現行のとおり)

別表第6

イ (現行のとおり)

備考

1 (現行のとおり)

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者であつて、職務の級1級の適用を受けるもののうち、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適

別表第5 (略)

備考

1 (略)

2 経験年数の起算は、職員の経歴のうち、経験年数換算表における「国家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外國政府の職員としての在職期間」又は「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」(6月以上のもの(別表第2ト医療職給料表(三)級別資格基準表の職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける者については、看護師免許を取得した時以後のもの)に限る。)の通算が学歴免許等欄に掲げる年数に達し、かつ、当該学歴免許等の資格を取得した時以後とする。

3から6まで (略)

別表第6

イ (略)

備考

1 (略)

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受けるものに対するこの表の適用については、次のとおりとする。

用を受けるものについては初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級41号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級45号給」とする。

(削除)

- (1) 職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級45号給」とるのは「1級44号給」と、職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級45号給」とるのは「1級43号給」とする。

(2) 職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とるのは「1級40号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とるのは「1級43号給」とする。

3及び4 (現行のとおり)

5 試験(選考)の区分がI類Aの者たち、学校教育法に規定する専門職大学院のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定する法科大学院の課程を修了したもの(在学期間3年以上のものに限る。)については、初任給欄の号給を1級41号給とする。

ロからトまで (現行のとおり)

司表第へ及ぶ司表第∞ (既にのみ)

3及び4 (略)

5 試験(選考)の区分がI類Aの者たち、学校教育法に規定する専門職大学院のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定する法科大学院の課程を修了したもの(在学期間3年以上のものに限る。)については、初任給欄の号給を1級40号給とする。

ロからトまで (略)

司表第へ及ぶ司表第∞ (監)

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和11年1月1日東京都人事委員会規則第3号）新旧对照表（令）

改正案

現行

第一条から第十一條まで（現行のもの）  
同表第一及び同表第二（現行のもの）

別表第3 経験年数換算表（第9条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
学校教員（各種学校を除く。）としての在職期間		10割	

第一条から第十一條まで（監）  
同表第一及び同表第二（監）

別表第3 経験年数換算表（第9条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
学校教員（各種学校を除く。）としての在職期間		10割	

<p><u>学校における在学期間</u></p> <p><u>10割</u> 在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。</p> <p><u>以下</u></p>	<p><u>5割</u> 在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。</p> <p><u>1 在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。</u></p> <p><u>2 従事する職務に特に有用と認められる在学期間については、人事委員会の承認を得て8割に換算することができる。</u></p>
<p><u>その他の期間</u></p> <p><u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの</u></p> <p><u>その他のも</u></p>	<p><u>10割</u> 職務に従事しない期間は、経験年数10年(換算5年)を限度とする。</p> <p><u>5割</u> 職務に従事しない期間は、経験年数10年(換算5年)を限度とする。</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>備考</u></p> <p><u>1 教育職員については、次の(1)及び(2)の期間は、10割に換算することができる。</u></p> <p><u>(1) 研究所の研究員として勤務した期間</u></p> <p><u>(2) 職務の内容が明らかに教育職員としての職務に役立つと認められる職務に勤務した期間</u></p> <p><u>2 免許等の取得を条件とし、免許等を必要とする職務に従事する職員については、同種の職務に従事した期間は10割をもつて換算することができる。</u></p>

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第1条関係から第8条関係まで（現行のとおり） 第10条関係（新たに職員となった者の号給） 1から3まで（現行のとおり） 4（削除）	第1条関係から第8条関係まで（略） 第10条関係（新たに職員となった者の号給） 1から3まで（略） 4 <u>この条の第2項の「人事委員会の承認」は、その都度人事委員会の承認を必要とするが、別表第1に掲げる号給までの範囲内で号給が決定されることとなる場合には、この条による人事委員会の承認があつたものとして取り扱うことができる。</u>
第11条関係（初任給基準表の適用方法） 1（現行のとおり） 2 臨時の任用により新たに職員となった者に対するこの条の規定の適用に当たり、試験（選考）欄の区分は、その者の職種において基準学歴が最も下位となる試験（選考）の区分とする。	第11条関係（初任給基準表の適用方法） 1（略） 2 臨時の任用により新たに職員となった者に対するこの条の規定の適用に当たり、試験（選考）欄の区分は、その者の職種において基準学歴が最も下位となる試験（選考）の区分とする。 <u>また、別表第1を適用する場合においても同様とする。</u> <u>例えば、職種事務に臨時の任用された場合、行政職給料表（一）初任給基準表の試験（選考）欄の「Ⅲ類」の区分とし、別表第1備考3に定める号給を初任給の加算限度号給とする。</u>
第13条関係（経験年数を有する者の号給） 1及び2（現行のとおり） (削除)	第13条関係（経験年数を有する者の号給） 1及び2（略） 3 <u>この条の第1項の場合において、医療職給料表（三）初任給基準表の職種欄の「助産師」の区分の適用を受ける者（試験（選考）欄の「看護教員」の区分の適用を受けるものを除く。）又は「看護師」の区分の適用を受ける者（試験（選考）欄の「キャリア活用」及び「看護教員」の区分の適用を受けるものを除く。）の有する経験年数が8年（学歴免許等資格区分表における「大学4卒」又は「短大3卒」の区分の適用を受ける者（以下この項において「大学4卒等適用者」という。）については7年）を超える年数である場合は、当該年数から8年（大学4卒等適用者については7年）を減じた年数に5割を乗じて得</u>

(削除)

第14条関係から第33条関係まで (現行のとおり)  
級別資格基準表関係 (第4条関係)

- 1 (現行のとおり)
- 2 行政職給料表 (二) 級別資格基準表備考第2項に規定する「6年の範囲内で都における経験年数とみなすことができる」年数の算出基準とは、「初任給加算等に関する基準」をいう。
- 3 (現行のとおり)

学歴免許等資格区分表関係 (第5条関係) (現行のとおり)  
経験年数換算表関係 (第6条関係)

- 1 経験年数換算表の経歴の種類欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の区分又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」の区分の適用を受ける期間には、特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけではなく、職務に役立つ汎用的な能力（例えば、説明能力、調整能力、企画能力等が該当

られた年数に8年（大学4卒等適用者については7年）を加えて得られた年数をその者の経験年数とする。

4 この条の第1項の場合において、医療職給料表（三）初任給基準表の試験（選考）欄の「看護教員」の区分の適用を受ける者の有する経験年数が9年（学歴免許等資格区分表における「短大3卒」の区分の適用を受ける者（以下この項において「短大3卒適用者」という。）については10年、学歴免許等資格区分表における「短大2卒」の区分の適用を受ける者（以下この項において「短大2卒適用者」という。）については11年）を超える年数である場合は、当該年数から9年（短大3卒適用者については10年、短大2卒適用者については11年）を減じた年数に5割を乗じて得られた年数に9年（短大3卒適用者については10年、短大2卒適用者については11年）を加えて得られた年数をその者の経験年数とする。

第14条関係から第33条関係まで (略)  
級別資格基準表関係 (第4条関係)

- 1 (略)
  - 2 行政職給料表 (二) 級別資格基準表備考第2項に規定する「6年の範囲内で都における経験年数とみなすことができる」年数の算出基準とは、「初任給加算等に関する基準について」をいう。
  - 3 (略)
- 学歴免許等資格区分表関係 (第5条関係) (略)  
経験年数換算表関係 (第6条関係)
- （新設）

するものとする。)を活用して職務に従事した期間も含まれる。

2 経験年数換算表の経歴の種類欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)」の「これに準ずる期間」とは、常時勤務に服する者以外の者であって勤務形態等が常時勤務に服する者と類似するものとして職務に従事した期間をいう。

3 法令により国又は地方公共団体の業務が移譲されている公団、公庫、公社等の機関の職員としての在職期間は、経験年数換算表の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分によるものとする。

4 (現行のとおり)

5 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学におかれる夜間の学部に修学した者又は通信教育(学校又は学校に準ずる教育機関が行うものに限る。)を受講した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとする。

6 (現行のとおり)

7 免許所有職員に第13条の規定を適用する場合において、当該免許の取得に当たつて施行された資格試験の合格後免許状交付までに手続を要した等のやむを得ない事由によつて、正式の免許取得の時期が遅れた場合は、その合格時をもつて、当該免許の取得時とみなすことができる。

8 免許所有職員の当該免許取得以前の期間については、その者の経験年数に加えることができる。ただし、その者に適用

(新設)

1 法令により国又は地方公共団体の業務が移譲されている公団、公庫、公社等の機関の職員としての在職期間は、経験年数換算表の「国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」の区分によるものとする。

2 (略)

3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学におかれる夜間の学部に修学した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとする。また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。

4 (略)

5 免許所有職員に第13条の規定を適用する場合において、その者の経験年数を10割に換算することができる期間は、当該免許取得後その免許を必要とする職務に従事した期間に限るものとする。ただし、当該免許の取得に当たつて施行された資格試験の合格後免許状交付までに手続を要した等のやむを得ない事由によつて、正式の免許取得の時期が遅れた場合は、その合格時をもつて、当該免許の取得時とみなすことができる。

6 免許所有職員の当該免許取得以前の期間については、経験年数換算表に定める「その他の期間」として換算しその者の経験

される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴の定めのあるものについては、当該学歴取得後の経験に限る。

9 (現行のとおり)

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) (現行のとおり)

(2) 東京都スポーツ推進本部局務担当部長 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団又は公益財団法人東京2025世界陸上財団

3 から11まで (現行のとおり)

別表第1 削除

年数に加えることができる。ただし、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴の定めのあるものについては、当該学歴取得後の経験に限る。

7 (略)

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 東京都スポーツ推進本部局務担当部長 公益財団法人東京2025世界陸上財団又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

3 から11まで (略)

別表第1 初任給の加算限度号給表（第10条関係）

給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
行政職給料表（一）	<u>1</u>	<u>65号給</u>		
行政職給料表（二）	<u>1</u>	<u>57号給</u>		
公 安 職 給 料 表	<u>2</u>	<u>29号給</u>	<u>1</u>	<u>45号給</u>
医療職給料表（一）	<u>1</u>	<u>53号給</u>		
医療職給料表（二）	<u>1</u>	<u>57号給</u>		
医療職給料表（三）	<u>1</u>	<u>65号給</u>		

備考

1 行政職給料表（一）又は医療職給料表（三）の適用を受ける者で、初任給基準表の試験（選考）欄の区分がキャリア活用に該当するものについては、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。

2 行政職給料表（一）の適用を受ける者で、初任給基準表の試験（選考）欄の区分が経験者に該当するものについては、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。

3 行政職給料表（一）の適用を受ける者で、初任給基準表の試験（選考）欄の区分がⅠ類Bに該当するものについては、1級の

別表第 2 から別表第 3 まで (現行のとおり)

限度号給は、57号給とする。

- 4 行政職給料表（一）又は医療職給料表（二）の適用を受ける者で、初任給基準表の試験（選考）欄の区分がⅡ類又はⅢ類に該当するものについては、1級の限度号給は、45号給とする。
- 5 行政職給料表（二）の業務、技能Ⅰ及び技能Ⅱについては、この表を適用しない。
- 6 医療職給料表（一）の歯科医師については、37号給とする。
- 7 医療職給料表（三）の適用を受ける者（備考第1項の規定の適用を受けるものを除く。）について、1級の限度号給は、次のとおりとする。
  - (1) 保健師、助産師及び看護師で、都立看護専門学校の教員については、73号給
  - (2) 保健師で試験（選考）欄の区分が、I類Bに該当するものについては53号給、II類に該当するものについては、49号給
  - (3) 准看護師については、41号給

別表第 2 から別表第 3 まで (略)

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第二号）新旧対照表（抄）

	改正案	現行
第一条から第二条まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
第三条	（略）	（略）
2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第四項及び第五項に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。		
3	（現行のとおり）	（現行のとおり）
4	（現行のとおり）	（現行のとおり）
一 級に関する規則第九条の例により換算された経験年数。ただし、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める場合を除く。	（略）	（略）
二	（現行のとおり）	（現行のとおり）
5及び6	（現行のとおり）	（現行のとおり）
第四条から第二十二条まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
別表第1から別表第四まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二	（略）	（略）
5及び6	（略）	（略）
第四条から第二十二条まで	（略）	（略）
別表第1から別表第四まで	（略）	（略）